

事業評価の結果（共通項目）

長野県福祉サービス第三者評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点【保育所】共通項目に係る判断基準による

福祉サービス種別：保育所

事業所名：飯綱町立りんごっ子保育園

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。
 「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
 「b」評価・・・aに至らない状況＝多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態
 「c」評価・・・b以上の取組みとなることを期待する状態

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点（実施している場合は■）	講評
I 福祉サービスの基本方針と組織	1 理念・基本方針	(1) 理念、基本方針がを確立・周知されている。	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1 理念、基本方針が文書（事業計画等の法人（保育所）内の文書や広報誌、パンフレット、ホームページ等）に記載されている。 ■ 2 理念は、法人（保育所）が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人（保育所）の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 3 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。 ■ 4 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。 ■ 5 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。 □ 6 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。 ■ 7 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。 	<p>[取り組み状況] 配布する入園のしおりには保育目標や重視している園活動、園生活のきまり、ランドデザインには保育目標と保育内容の年間計画が年齢に応じてわかりやすく記載されている。 なお、例年であれば、入園説明会や保護者会にて周知に努めるものの、ここ数年のコロナ禍により、説明会のみが周知の機会となっている。</p> <p>[検討課題] コロナ感染症の終息が見えないなか、また、利用者調査の結果からも、コロナ禍における理解度を上げる新たな取り組みの工夫など、周知度・理解度を高める取り組みが期待される。</p>
	2 経営状況の把握	(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 8 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。 ■ 9 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。 ■ 10 子どもの数・利用者（子ども・保護者）像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人（保育所）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。 ■ 11 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。 	<p>[取り組み状況] 第2次飯綱町総合計画の下に策定された第1期飯綱町子ども・子育て支援事業計画の評価、また、住民へのアンケート調査を基にした第2次子ども・子育て支援事業が策定されている。 そこでは、地域福祉計画、障がい者計画、健康づくり計画、男女共同参画計画とも整合性をとり、令和2年度から令和6年度までのものとして、調査データ等の資料を下に、子育て世帯の推移を見ながら経営、運営の適正化に努めている姿が視える。</p>
		② 経営課題を明確にし、具体的な取組みを進めている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 12 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。 ■ 13 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。 ■ 14 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。 ■ 15 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。 		

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点(実施している場合は■)	講評
3 事業計画の策定	(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a)	■	16 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。	[取り組み状況] 詳細なデータから教育委員会（以下担当課）が、飯綱町保育園・子育て支援センターの令和4年度運営計画を定めて実施している。 その運営計画の行事計画、年齢に応じた年間指導計画、具体的な幼児期に育てほしい10の姿、年齢別年間食育計画などから、質の高い養護と教育の提供、子育て支援の質と量にも重点を置いているのがわかる。
				■	17 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	
				■	18 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
				■	19 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	
	(2) 事業計画が適切に策定されている。	② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a)	■	20 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。	
				■	21 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	
■				22 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。		
■				23 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。		
(2) 事業計画が適切に策定されている。	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a)	■	24 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	[取り組み状況] 運営計画はわかりやすくなっており、保護者や職員への周知・理解の向上への取り組みも容易と感じる。 [検討課題] 利用者アンケートにおいては「参加しやすい行事日程」について否定する割合も高く、また、コロナ禍での保護者会の開催も困難ななか、今後の検討や新たな取り組みを期待したい。 また、保育の内容については人員体制等が課題との意識は保護者も強く、対策を進めるものの、その効果は少ないと感じる。	
			■	25 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。		
			■	26 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。		
			■	27 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。		
	② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b)	■	28 事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等が）されており、理解を促すための取組を行っている。		
			■	29 事業計画の主な内容が、保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。		
■			30 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。			
■			31 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。			
				■	32 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点(実施している場合は■)	講評
	4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a)	<input checked="" type="checkbox"/> 33 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。 <input checked="" type="checkbox"/> 34 保育の内容について組織的に評価(C: Check)を行う体制が整備されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 35 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。 <input checked="" type="checkbox"/> 36 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。	[取り組み状況] 保育指針においては日々の振り返りや自己評価が問われており、担当課が中心となり、職能団体の自己評価チェックリストを活用して、職員一人ひとりが自己評価を行っている。 [検討課題] 各自の自己評価の集計、分析結果等を担当課で行い、その結果についての検討が園での組織的・継続的、主体的な活動となる、新たな体制を期待したい。 その活動は園の質を上げるだけでなく、職員に気づきも与え、資質の向上にも寄与すると考える。
			② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b)	<input checked="" type="checkbox"/> 37 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。 <input type="checkbox"/> 38 職員間で課題の共有化が図られている。 <input type="checkbox"/> 39 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。 <input type="checkbox"/> 40 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。 <input type="checkbox"/> 41 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	
Ⅱ 組織の運営管理	1 管理者の責任とリーダーシップ	(1) 管理者の責任が明確にされている。	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a)	<input checked="" type="checkbox"/> 42 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。 <input checked="" type="checkbox"/> 43 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。 <input checked="" type="checkbox"/> 44 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。 <input checked="" type="checkbox"/> 45 平常時のみならず、有事(災害、事故等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	[取り組み状況] 園長の職務は全職員の職務分担表に定められ、不在時の代理も明記されている。 また、各種の法令順守に向けた研修会などにも参加して、必要な事柄については職員への周知にも努めている。 [検討課題] 当然遵守すべきものだけでなく、福祉施設職員にとって理解の必要なあらゆる法令等の周知に向けた具体的な取り組みや、また、各種障がいや拘り、合理的配慮などについて園内での研修実施で、更に周知度、理解度を高める必要を感じる。
			② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b)	<input checked="" type="checkbox"/> 46 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。 <input checked="" type="checkbox"/> 47 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。 <input checked="" type="checkbox"/> 48 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 49 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点(実施している場合は■)	講評
		(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 50 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。 ■ 51 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。 ■ 52 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。 ■ 53 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。 ■ 54 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。 	<p>[取り組み状況] 園長は保育の質の向上について意欲を持つものの、現在の人員体制では限界もある。 また、臨床心理士、療育コーディネーター、発達支援員等の専門職の訪問、助言等もあるが、質の向上や業務の効率化にはあまり効果を上げていないと感じる。</p> <p>[検討課題] 保育所の権利主体は子どもである。保育の質の評価において明確になった課題については、その業務の目的・効果などの視点を持って業務の構造化や分析の実施を図って原因の明確化を図り、園の主体的な職員参画型の検討をもって担当課に上げるなど、新たな取り組みを期待したい。</p>
			② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 55 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。 ■ 56 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。 ■ 57 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。 ■ 58 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。 	
2 福祉人材の確保・育成		(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 59 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。 ■ 60 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。 ■ 61 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。 ■ 62 法人(保育所)として、効果的な福祉人材確保(採用活動等)を実施している。 	<p>[取り組み状況] 担当課による人員体制や配置・採用が計画的に行われている。 そして、担当課と町内3園の協力で人材の確保、育成、人事管理もしている。 また、正規職員等は前期、後期の人事評価を受け、フィードバックやアドバイスの体制もある。</p> <p>[検討課題] 福祉現場における職員の評価には、専門職特有の基準も設けるなど総合的とし、育成と絡めた具体的な職員像を明示して充実させるなどの取り組みで、目指す質の高い保育の提供も更に可能になると思われる。</p>
			② 総合的な人事管理が行われている。	b)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 63 法人(保育所)の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。 ■ 64 人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。 ■ 65 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。 ■ 66 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。 ■ 67 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。 ■ 68 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。 	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点(実施している場合は■)	講評
		(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 69 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。 ■ 70 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。 ■ 71 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。 ■ 72 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■ 73 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。 ■ 74 ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。 □ 75 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。 ■ 76 福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。 	<p>[取り組み状況]</p> <p>担当課及び園長は職員の就業状況の把握とともに、定期的な面談機会も設けている。</p> <p>また、有給休暇や特別休暇の取得も容易とすることに努め、時間外勤務や研修参加においても代休や超過勤務を明確にして、職員の心身の健康維持に努めている。</p> <p>なお、職員会議や園内研修の勤務時間内実施が困難な現状がある。</p> <p>[検討課題]</p> <p>提供する福祉サービスの質の向上を図る上で障害となる勤務時間内実施が可能となるような検討や、改善計画の策定、実施で良質なサービス提供が可能となる、職員が働きやすい環境づくりが期待される。</p>
		(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 77 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。 ■ 78 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。 ■ 79 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。 ■ 80 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。 ■ 81 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。 	<p>[取り組み状況]</p> <p>職員一人ひとりの育成計画等は作成されていないが、担当課の年間研修計画に沿って資質向上に取り組んでいる。また、定期的な個人面談や人事評価を基に個々の職員への意識付けもなされている。</p> <p>[検討課題]</p> <p>目標管理制度とは理念・基本方針をはじめとした全体目標やチーム、職員個人の目標の統合を目指すものであり、園としての理念・方針、各年齢クラスに応じた必要なスキルなど、福祉現場に合った専門職目標管理シートを作成するなどすると、職員自身で必要な研修やレベルを理解することも容易である。</p> <p>結果として、年度ごとのそれらに基づいた内部・外部の研修計画の策定も、効果を意識した必要性のあるものとなり、各保育士の個性を活かし、併せて、専門性を高める更なる研修・育成計画の充実・策定・実施が容易と思われる。</p>
			② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 82 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。 ■ 83 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。 ■ 84 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。 ■ 85 定期的に計画の評価と見直しを行っている。 ■ 86 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。 	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点(実施している場合は■)	講評
			③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 87 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。 ■ 88 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。 ■ 89 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。 ■ 90 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。 ■ 91 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。 	<p>[取り組み状況] 担当課や保育関係団体の研修は、子どもの年齢別やテーマ別もあり、積極的に参加を勧めている。</p> <p>[検討課題] 保育の基本方針を具体的に目指す保育士像に沿った計画、また、雇用形態にかかわらず、採用からの体系的な研修計画の策定とその職員別研修履歴、全職員への周知・理解の実施は伝達型研修から全職員の参加による対話型研修へレベルアップを図るなど、新たな取り組みで園全体の効果を高める取り組みを期待したい。</p>
		(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 92 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。 ■ 93 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。 □ 94 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。 □ 95 指導者に対する研修を実施している。 □ 96 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。 	<p>[取り組み状況] 担当課で実習生の受け入れ手続等を行っており、依頼元からの要望に合わせた実習内容に沿い、実習生への実習説明資料も活用して、本人の不安を取り除きスムーズに実習が進むように努めている。</p> <p>[検討課題] 実習生への指導は提供する保育の振り返りにもなり、また、必要なマニュアルの作成や見直しにも繋がるとの理解を深め、受け入れ体制の更なる整備を期待したい。</p>
	3 運営の透明性の確保	(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 97 ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。 ■ 98 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。 ■ 99 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。 ■ 100 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。 ■ 101 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。 	<p>[取り組み状況] 事業の計画・報告、予算・決算は行政の広報紙で公開し、随時、園行事などのトピックスも載せられている。 地域との繋がりも長く・深いものであるためか、担当課での各園の紹介のしおりは住所・連絡先、提供する保育内容、利用の際のルールなどで、情報提供の内容は乏しいと感じる。</p> <p>[検討課題] 園のしおりに苦情・相談等の受付窓口の連絡先や、どのような流れになるのかなど、保護者等や地域から安心や理解を得る内容の充実で、子ども子育て支援事業の理解を更に高めることも期待したい。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点(実施している場合は■)	講評
			② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 102 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。 ■ 103 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている ■ 104 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。 ■ 105 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。 	<p>[取り組み状況]</p> <p>担当課、行政の内部監査、また、議会の承認を得た公正・適正な運営に努めており、指摘事項に関しては速やかな改善が行われている。</p> <p>また、年1回の広報紙による決算状況の報告で、透明かつ公正な保育所運営についての理解も深まっている。</p>
4	地域との交流、地域貢献	(1) 地域との関係が適切に確保されている。	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 106 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。 ■ 107 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。 ■ 108 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。 ■ 109 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。 ■ 110 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。 	<p>[取り組み状況]</p> <p>コロナ禍で例年に比べて少ないものの、地域と連携した活動で子どもが伝統文化や多様な大人と接する機会となっており、子どもの育ちを支えている。</p>
			② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b)	<ul style="list-style-type: none"> □ 111 ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。 ■ 112 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。 □ 113 ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。 ■ 114 ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。 ■ 115 学校教育への協力を行っている。 	<p>[取り組み状況]</p> <p>学校教育への協力として職場体験を受け入れ、積極的に協力しているものの、コロナ禍にある現在、ボランティアの受け入れは消極的になっている。</p> <p>[検討課題]</p> <p>文化の配達人といわれるボランティアについて、必要なボランティアの具体的な内容を広報紙で周知・募集したり、子どもの安全・安心を考慮した受け入れ体制の整備が待たれるところである。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点(実施している場合は■)	講評
		(2) 関係機関との連携が確保されている。	① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 116 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。 ■ 117 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。 ■ 118 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。 ■ 119 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。 ■ 120 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。 ■ 121 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。 	<p>[取り組み状況]</p> <p>担当課の子ども子育て支援事業の実施により、0歳～中学校までの切れ目のない支援が提供されており、各種関係機関との連携もある。</p> <p>また、保護者自身が必要な支援に気付くように各種社会資源リストの掲示や、地域での切れ目のない子ども支援が進むように各種関係機関との連携を強化し、保護者にとって見通しを持った子育て、成長が楽しみとなるような取り組みが行われている。</p>
		(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	① 保育所が有する機能を地域に還元している。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 122 保育所(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。 ■ 123 保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。 ■ 124 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。 	<p>[取り組み状況]</p> <p>担当課の子育て支援センターが福祉ニーズを把握して担当課に上げ、地域の子どもや保護者への施策へとつなげている。</p>
			② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 125 把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動(地域の子どもの育成・支援、子どもの貧困への支援等)を実施している。 ■ 126 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。 ■ 127 多様な機関や地域住民等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。 ■ 128 保育所(法人)が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。 ■ 129 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。 	<p>[取り組み状況]</p> <p>園では独自の公益的な活動は行っていないが、担当課の子育て支援センターが中心となり、育児相談をはじめ地域福祉計画等との関係により対応したり、他部署の施策に活かされることもある。</p> <p>[検討課題]</p> <p>地区の民生児童委員との定期的な会合を設けるなど、子どもを取り巻く環境の変化についての情報交換を進め、地域の福祉ニーズ・課題についてのお互いの意識向上を図る取り組みなどは期待したいところである。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点(実施している場合は■)	講評
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の福祉サービス	(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 130 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。 ■ 131 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。 ■ 132 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、保育の標準的な実施方法等に反映されている。 ■ 133 子どもを尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。 ■ 134 子どもを尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。 ■ 135 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。 ■ 136 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。 ■ 137 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。 	<p>[取り組み状況] 児童憲章、全国保育士会倫理綱領を活用して、保護者等には園の説明会にて説明し、理解を深める取り組みを行っている。 また、町立3園の代表者で人権委員会を組織し、方針や具体的な取り組みを話し合い実践に活かすように努めている。 さらに、LGBTQIについても町ぐるみで周知、理解の高まりに努めている。</p> <p>[検討課題] 園のしおりの保育基本方針、児童憲章、児童福祉法などをわかりやすく具体的にしたり、保護者や保育士の子どもへの禁止行為も具体的に示すなど、保育士のあるべき姿を明示することで、子どもの尊重の理解も更に深まると思われる。</p>
			② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	b)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 138 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。 ■ 139 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した保育が実施されている。 ■ 140 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。 □ 141 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。 	<p>[取り組み状況] 福祉施設における利用者のプライバシー保護は人間としての尊厳や誇り、羞恥心に配慮する事であり、個人情報保護とは異なる次元のものであり、全職員への意識付けの取り組みは少ないと感じる。</p> <p>[検討課題] 利用者保護を前面に出したプライバシー保護について、具体例を挙げた規定などの整備や、常勤・非常勤の区別なく、その理解度を上げる取り組みは必要と思われる。 また、保護者等へも周知するなどして、他家庭についての守秘義務と併せて、各家庭がより安心して子育てに取り組めるような配慮も期待したい。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点(実施している場合は■)	講評
		(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。	① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	b)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 142 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。 ■ 143 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。 ■ 144 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。 ■ 145 見学等の希望に対応している。 ■ 146 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。 	<p>[取り組み状況] 利用開始に当たって、園のルールなどは園のしおりに記載されているものの、その内容は乏しいと感じる。</p> <p>[検討課題] 子育ては園だけで完結するものではなく、家庭との連携、協力が不可欠である。トイレや手洗い、歯磨き、就寝時間、遊びのルールや教育的配慮など、園と家庭との差異が感じられた際に統一した保育が行われるように説明することも必要と思われる。 また、全体的な計画や前年度の行事表の活用で子どもも保護者等も期待を持った入園となるようにしたり、働く保護者への見学可能時間の周知など、住民の選択の材料を更に増やすことも必要であろう。 なお、子ども子育て支援法に基づき、職員の勤務体制(職員配置など)の周知は必須といえる。</p>
			② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 147 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。 ■ 148 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。 ■ 149 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。 ■ 150 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。 ■ 151 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。 	<p>[取り組み状況] 担当課にて、申込時に各資料を基に重要事項について説明し、また、保育内容の変更等の際は書面での通知を行っている。</p> <p>[検討課題] 進級時や子どもの発達に応じた保育内容の変更、個別的な対応の変更の際には、再度の説明と同意を得る手続きも必要と思われる。</p>
			③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対を行っている。	b)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 152 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。 ■ 153 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。 □ 154 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。 	<p>[取り組み状況] 転園児に関しては児童要録や教育支援ファイルを提供して、保育の継続性への配慮が行われている。</p> <p>[検討課題] 利用の変更・終了の際は担当課にて対応が行われており、ワンストップで済む馴染みの園での対応は、子どもや保護者にとっての期待は高いと思われる。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点(実施している場合は■)	講評
		(3) 利用者満足の上昇に努めている。	① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 155 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。 ■ 156 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。 ■ 157 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。 ■ 158 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。 ■ 159 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。 ■ 160 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。 	<p>[取り組み状況]</p> <p>コロナ禍で開催数は少ないものの、行事の折りに保護者アンケートを実施して、改善や保育の質の向上に活かしている。</p> <p>[検討課題]</p> <p>アンケート結果については集計、分析、対応を含めて公表することで今後の協力も得やすく、また、子どもたちと創作活動や運動会、発表会の内容などについて話し合い、要望を取り入れながら、意欲的・主体的となるよう取り組むことで、子どもの満足度の把握も容易になると思われる。</p>
		(4) 利用者が意見を述べやすい体制が確保されている。	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 161 苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。 □ 162 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。 □ 163 苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。 ■ 164 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。 ■ 165 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。 ■ 166 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。 ■ 167 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。 	<p>[取り組み状況]</p> <p>苦情解決体制はあるものの、その体制の整備は十分とは言えない現状である。なお、地域交流室を相談室として利用している。</p> <p>[検討課題]</p> <p>意見・苦情に対する園の姿勢を明らかにするとともに、体制を整備し、意見・苦情を受けた際の手順(検討・改善策・結果説明・公表など)に従って組織的に取り組むことが必要と思われる。</p> <p>また、園以外に申し出ることができる第三者委員の役割説明と、その氏名、連絡先、また、行政担当先の明示、それらをわかりやすい場所に掲示するなどして保護者に向けた周知と理解の促進、何よりも保護者が気軽に言う事ができる環境作り、職員が積極的に聞こうとする姿勢が大切である。</p> <p>そして、福祉施設に置ける苦情・意見等はいかに活用して質の向上に繋げるのかという意識を持ちたいものである。なお、保護者にとって意見・苦情等を訴えることは勇気がいることと意識して、事務所前の園舎玄関から、設置ボックスや第三者委員のポスターをアプローチへと移動も始まっている。</p>
			② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 168 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。 ■ 169 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。 □ 170 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。 	

○第三者委員が設置されていない場合、連絡方法が明示されていない場合、解決に係る話し合いの手順等が定められていない場合、苦情解決状況の公表を行っていない場合は、「c」評価とします。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点(実施している場合は■)	講評
			③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 171 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。 ■ 172 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。 □ 173 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。 ■ 174 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。 ■ 175 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。 □ 176 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。 	<p>そして、子どもを預けて保育所を利用する保護者は納税者であり、福祉サービスの消費者との意識も持ちたいものである。</p>
		(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 177 リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。 ■ 178 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。 ■ 179 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。 ■ 180 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。 ■ 181 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。 ■ 182 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。 	<p>[取り組み状況] 事故発生時はマニュアルに従って対応し、職員会議や随時の集合で、分析・改善策を話し合っている。 また、設備、遊具等の定期的な安全確認や修理の実施、不審者に対する体制の整備と訓練を実施している。</p> <p>[検討課題] 事故とヒヤリハットの区分を明確にして、それらを何時頃、何処でどんな事が発生しているのかなど、データ化するなどして再発の防止体制の充実を図り、把握、周知、理解、防止等の意識を高める取り組みが期待される。 また、再発防止策が効果的であったかの検証等、常にその場限りでない継続的な取り組みが、生命をあずかる側としての責務といえる。 そして、事例やヒヤリハットを更に積極的に収集し、話し合うことで職員の危険への気付きとなり、防止の効果も増すと思われる。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点(実施している場合は■)	講評
			② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 183 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。 ■ 184 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。 ■ 185 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。 ■ 186 感染症の予防策が適切に講じられている。 ■ 187 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。 ■ 188 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。 ■ 189 保護者への情報提供が適切になされている。 	<p>[取り組み状況]</p> <p>保護者へは、入園時に感染症の内容や登園届についての説明と理解に努めている。</p> <p>そして、登園の際の検温、各所の手消毒液の設置、空気の入替えなど、基本的な予防対策も確認できる。</p> <p>また、嘔吐物処理の研修も全職員が参加している。</p> <p>看護師の配置がないこともあり、感染症に関する研修の実施で知識を身に付け、保育上での注意、発生時の対応、拡散防止の対策等、常に安心な場の提供となるように保護者等にも周知するなど、積極的な注力を感じる。</p>
			③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 190 災害時の対応体制が決められている。 ■ 191 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。 ■ 192 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。 ■ 193 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。 ■ 194 防災計画等を整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。 	<p>[取り組み状況]</p> <p>避難訓練年間実施計画に基づき定期的に、また、様々な場面(昼食中・午睡中・プール中等)や時間を想定しての訓練を実施している。</p> <p>そして、実施後は全体所見を行い、反省点や課題を明らかにしている。</p> <p>AEDの使い方についても学習するなど、安全確保には力を入れている。</p>
2	福祉サービスの質の確保	(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 195 標準的な実施方法が適切に文書化されている。 □ 196 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。 □ 197 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。 □ 198 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。 ■ 199 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。 	<p>[取り組み状況]</p> <p>隔月でのカリキュラム会で毎月の指導計画の見直しを行ったり、わくわくプロジェクトで保育のあり方の学び、県の訪問指導事業を活用して保育士の保育案に基づく保育を公開しての質の向上の機会も設けている。</p> <p>[検討課題]</p> <p>保育を提供する場面ごと、また、園全般にわたっての標準的な実施方法について、業務手順、留意点、子どもの尊重等を文章化して実施することでバラツキのない保育の提供を可能とし、職員の不安解消、不適切対応防止へと繋がる。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点(実施している場合は■)	講評
			② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b)	<input type="checkbox"/> 200 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。 <input type="checkbox"/> 201 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。 <input checked="" type="checkbox"/> 202 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。 <input type="checkbox"/> 203 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	<p>また、各種マニュアルの整備と職員への周知徹底、保育内容の変化等に伴う定期的な見直しは年度ごとに確認も含めて期待したい。</p>
		(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b)	<input checked="" type="checkbox"/> 204 指導計画作成の責任者を設置している。 <input checked="" type="checkbox"/> 205 アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 206 さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。 <input checked="" type="checkbox"/> 207 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 208 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。 <input type="checkbox"/> 209 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。 <input checked="" type="checkbox"/> 210 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。 <input checked="" type="checkbox"/> 211 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。	<p>[取り組み状況]</p> <p>利用開始時に家庭の調べにて子どもの身体状況全般、保護者の生活状況、ニーズ、意向の把握を行っている。年齢ごとのカリキュラム会では評価、見直しを行い会議や研修で共有化を図っている。</p> <p>また、3歳児未満、障がいのある子どもの個別計画は、必要に応じて保護者、関係機関、心理士等に加わってもらい、本人に添った計画となるように努めている。</p> <p>それらの指導計画の評価・見直しは手順に従って行い、実施状況、課題、問題点等を明らかにして、次へと繋げている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点(実施している場合は■)	講評
			② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b)	<input type="checkbox"/> 212 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。 <input checked="" type="checkbox"/> 213 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。 <input checked="" type="checkbox"/> 214 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。 <input type="checkbox"/> 215 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。 <input checked="" type="checkbox"/> 216 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。	<p>[検討課題]</p> <p>未満児や加配児の個別指導計画作成においては、保護者と十分に話し合い、意向やニーズに沿った計画となるように、同意を得る仕組みは必要であろう。</p> <p>また、担当保育士の月案や週案の評価、振り返りにおいては主任保育士のアドバイスやコメントなどの記載で、本人が成長を理解できる仕組みなどは期待したい。</p>
		(3) 福祉サービスの実施の記録が適切に行われている。	① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b)	<input checked="" type="checkbox"/> 217 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。 <input checked="" type="checkbox"/> 218 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。 <input type="checkbox"/> 219 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。 <input type="checkbox"/> 220 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 221 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。 <input checked="" type="checkbox"/> 222 コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。	<p>[取り組み状況]</p> <p>年齢別の月案、週案に沿って留意点及び配慮事項、実施状況とその結果で、子どもの姿がどのように推移したかの記録と自己評価が行われている。未満児と加配該当児の子どもには個別計画に基づき記録している。日々の情報の共有については朝の会、回覧、掲示板等にて確認する仕組みをとっており、全体的なことは職員会議で共有している。</p> <p>[検討課題]</p> <p>子どもに関する全ての情報が的確に届く更なる仕組み、連絡帳や記録の書き方についても専門職としての記録の意識を高める取り組みを期待したい。</p>
			② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b)	<input checked="" type="checkbox"/> 223 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。 <input checked="" type="checkbox"/> 224 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 225 記録管理の責任者が設置されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 226 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。 <input checked="" type="checkbox"/> 227 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。 <input checked="" type="checkbox"/> 228 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。	<p>[取り組み状況]</p> <p>子どもの情報は規定通りに管理し、職員も研修にて理解し、遵守に努めている。保護者等へは開始時に重要事項説明書にて説明し同意を経ている。</p> <p>[検討課題]</p> <p>個人情報保護法は情報の保護と開示であり、個人情報の使用目的の具体的な説明で内容ごとの確認による同意書としたり、開示の際には利用目的、閲覧者、開示内容等の記録など、開示の管理についての体制の整備は必要であろう。</p>